

平成 27 年度  
建議書

本部町農業委員会

## 平成 27 年度本部町農業施策に関する建議

本部町の農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農業従事者の高齢化や農業後継者等の不足により耕作放棄地が発生し、生産性低下の大きな要因となっております。

ご存知のとおり農業は、食料を供給するという非常に大切な役割を担っています。しかし、現在の我が国の自給率は、およそ 40%と先進国で最低であり、このような供給体制では、世界の需給状況に大きな影響を受けることになります。このような厳しい現状を乗り越えるため国においては、攻めの農林水産業を掲げ、6次産業化や輸出等を促進し、農林水産業を成長産業として、農業所得の倍増を目指すことを打ち出しており、また、TPP 交渉にも参加しております。

私たち農業者は、安全で安心、かつ、美味しい農産物を安定して作り、消費者に喜ばれるための自助努力を怠ってはなりません。農業を取り巻く厳しい状況と国の動向から先行きに大きな不安を感じています。

つきましては、農業が持つ重要な役割に鑑み、厳しい環境と不利な条件を撥ね退けるため、将来を展望した行政の施策展開が必要であることを踏まえ、各種農業施策推進にあたり、予算編成並びに事業の実施について特段のご配慮を賜りたく、農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項の規定により建議いたします。

平成 27 年 8 月 11 日

本部町長 高良 文雄 殿

本部町農業委員会

会長 比嘉 由具



## 1. 農地法等の遵守について

本町では各担当課において多種多様な事業が行われていますが、農地法許可申請の手続きがされていない事例が散見しています。

町発注工事において請負業者による現場事務所や資材ヤード等を無許可で使用しているケースが見受けられます。農地を一時的に転用する場合には、原状回復の条件付きで一時転用を承認することができますので、担当課および請負業者へ周知徹底をお願いいたします。

また、町事業において農地の用地買収が行われていますが、市町村が所有権を取得する場合、土地収用法第3条各号に規定された事業を除いて、非公共事業で所有権を取得する場合には、農地法の許可が必要になります。

農地を扱う場合には農地法等に注意され、農業委員会へ事前に相談をいただき、法令遵守を徹底した事務手続きの確保を指導されますようお願いいたします。

## 2. かんがい施設の整備と既存作物の生産振興について

### ○かんがい施設整備について

これまで本町では団体営土地改良総合整備事業で約89haの面整備が行われてきましたが、かんがい施設の整備が16.8haで2.6%(農振内)となっています。

農業振興や農家経営の安定を図る上では、土地利用型農業から付加価値の高い園芸作目に転換を図る必要があります。しかし、かんがい施設が未整備のため、作物の転換ができない農家や、干ばつ時に水源地でポンプを利用しタンクにためるなどで灌水をしている状況があります。本来、栽培管理に時間を費やしたいが、灌水だけで1日4~5時間も要している農家も見られ、農業用水の確保にかかる手間は品質の低下につながります。

人・農地プランの地域話し合いには農業委員会も同席していますが、地域住民から意見として必ず上がるのが、かんがい施設の整備であり、農業を営む上で一番必要な水の確保ができない状況は、担い手不足や耕作放棄地の増加の要因とも言われています。

本町の農業振興を進めるにあたり水源施設・かんがい施設の整備は不可欠要素です。伊江村の国営地下ダム事業のような大規模事業とまでいかずとも、給水所施設(Ⅲ型)のように簡易的なかんがい施設を普及させ、町内の農業用水が不足している地域が効率的に解消されるような施策の検討実施を要望いたします。

また、琉球政府時代に築造された辺名地ダムについても、73,000 m<sup>3</sup>の貯水量があるものの、取水施設の老朽化やパイプラインの未整備によりほとんど利用されていないのが現状です。ため池等整備事業等を活用し、ため池改修および、かんがい施設整備を行う必要があることを付け加えます。

### ○既存作物の生産振興について

これまで本町では農業振興の取り組みとして農産物の付加価値を高めるブランド化・島野菜復活プロジェクト等が推進されてきました。その成果としてキンキンゴーヤー、もとぶ香りネギ等の需要も高まりつつあります。

県内で唯一拠点産地として認定されているアセローラをはじめ、観光産業の一端も担うタンカン等のかんきつ類、また関連産業への経済波及効果が大きく、国民の食生活に欠かせない砂糖の原料として重要な役割を担っているサトウキビも農業振興上、重要な品目です。

しかし、これらの品目は台風による塩害や干ばつ被害、また有害鳥獣による被害をたびたび受けており、農業振興の妨げとなっております。

このような自然災害等により生産者の意欲を損なうことがないように一括交付金等を活用し、各品目や地域の実情に即した更なる支援がなされるよう要望いたします。

### 3.農業委員会等に関する法律の改正による農業委員選出方法の配慮について

国会の委員会にて「農業委員会等に関する法律」の改正案について審議されているところですが、今回の農業委員会制度の見直し事項に選挙・選任方法の見直しが挙げられています。

選挙制度を廃止し市町村長の選任委員に一元化することについて、農業委員会が農地の権利移動の許可などの公平性・中立性が求められる役割を担っていることを踏まえ、どのように公平性・中立性を担保するのが課題になります。

農業委員が現場で活動し成果を得るためには、地域の「代表」として選ばれ、地域から信任を得ていることが不可欠です。現行の取り組みに留意して地域からの推薦を基礎としながら、地域間の委員数に隔たりの出ない選考方法導入を要望いたします。